

新たな法人制度等に関する消費者庁からの質問について（回答）

資料5-3

平成23年11月22日
内閣官房行政改革推進室

新たな法人制度に関する貴庁からの質問に対する回答は、以下のとおり。

【質問1】新法人制度への移行について

○新法人制度の施行後も引き続き、現行制度に基づく独立行政法人を存続させることは可能なのか。

（回答）

・新法人制度は現行独立行政法人制度を置き換えるものであり、新法人制度を施行した後、現行制度の独立行政法人が存続することは有り得ない。

【質問2】新法人の類型振り分けについて

①独立行政法人が新法人制度に移行する場合、まず大きく「自律的かつ効率的に事務・事業を行う法人」と「行政執行法人」に分けられ、そのうち「自律的かつ効率的に事務・事業を行う法人」に位置づけられた法人は、更に事業の性格により、金融関係法人、研究開発法人、文化振興法人…等の細目の類型に分けられるとの理解でよいか。

（回答）

・貴見のとおり。

②現在提示されている類型に当てはまらない「その他」法人があるとするれば、この「その他」法人にも、新法人制度の共通ルールは適用されるのか。

（回答）

・然り。「その他」法人があるというのは、「自律的かつ効率的に事務・事業を行う法人」のカテゴリの中で、細目の類型が設定されていない法人があるという意味であり、この「その他」法人に対しても、「自律的かつ効率的に事務・事業を行う法人」の共通ルール（主務大臣の監督権限の強化、中期目標期間終了時ごとの「廃止を含めた検討」など）は当然適用される。

【質問3】国民生活センターの機能の維持について

○仮に国民生活センターを新法人とする場合、センターの機能の一体性・相互補完性は保たれるのか。

（回答）

・現行の独立行政法人制度が新法人制度に移行する際には、以下のような観点で厳しく見直しを経ることとされており、他の独立行政法人については、現在まさに検討されているところ。

- ・事業を廃止・縮小できないか
- ・民営化（民間法人化）できないか
- ・他の類似業務を行っている法人と統合できないか

（以上）